

シルバー人材センター等から役務の提供を受ける業務の公表について

地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第 19 条第 1 項第 3 号に基づき、役務の提供を受ける業務について同規程第 20 条第 1 号及び第 2 号の規定により下記のとおり公表します。

記

1 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第 20 条第 1 号に基づく、平成 30 年度における役務の提供業務の発注見通しは、次のとおりです。

契約の相手方	契約名	履行場所	業務概要	発注時期	期間	発注者
公益社団法人 羽曳野市 シルバー人材センター	病院施設及び什器 類の小修繕業務	羽曳野市はびきの 三丁目 7 番 1 号	簡単な大工仕事	第 1 四半期	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター
公益社団法人 大阪府シ ルバー人材センター協議 会	施設管理補助業務 の派遣契約	羽曳野市はびきの 三丁目 7 番 1 号	改修工事の図面・ 仕様書作成、施設 の修理箇所点検 等	第 1 四半期	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター
社会福祉法人 大阪府母 子寡婦福祉連合会	お産セット調達等 業務委託契約	羽曳野市はびきの 三丁目 7 番 1 号	お産セット等の調 達・在庫管理・引き 渡し	第 1 四半期	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター

2 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第 20 条第 2 号に基づく、役務の提供を受ける業務内容等については、次のとおりです。

契約の相手方	契約名	履行場所	業務概要	期間	契約の相手方の決定方法及び基準
公益社団法人 羽曳野市 シルバー人材センター	病院施設及び什 器類の小修繕業 務	羽曳野市はびきの 三丁目 7 番 1 号	簡単な大工仕事	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 31 年 3 月 31 日まで	①高年齢者の雇用の促進、高年齢者の再就職の促進 及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保がで きる者。 ②高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条 の規定する法人であり、かつ履行場所所在地市の法 人

契約の相手方	契約名	履行場所	業務概要	期間	契約の相手方の決定方法及び基準
公益社団法人 大阪府シルバー人材センター協議会	施設管理補助業務の派遣契約	羽曳野市はびきの三丁目7番1号	改修工事の図面・仕様書作成、施設の修理箇所の点検等	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	高年齢者の雇用の促進、高年齢者の再就職の促進及び高年齢退職者に対する就業の機会の確保ができる者。
社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会	お産セット調達等業務委託契約	羽曳野市はびきの三丁目7番1号	お産セット等の調達・在庫管理・引き渡し	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条に規定する法人で、同法に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の就業の機会が確保できる者。